

新たな『部落地名総鑑』の拡散とどう向き合うか!!

0. はじめにー「部落地名総鑑事件」で問われたこと

- ・1975年 匿名の内部告発投書から発覚した事件、発行者本人を突き止め、確認会へ
- ・全10種類が発行されており、1冊5~6万円で全国の220の企業・大学・病院・個人が購入
- ・確認会の中で、結婚や就職の際の身元調査の99%が「部落であるかどうか」だったという事実
- ・身元調査は人権侵害であるという社会的規範が、大きく広がっていった
- ・「差別が商売として成立する」現実と、「発行者も購入者も誰も法的には裁かれない」現実

1. 新たな「部落地名総鑑」の発刊の動きとは……

(1)2016年2月5日 烏取ループ@示現舎がネット上で呼びかけ

「復刻・全国部落調査を4月1日に発売します。旅行のお供に、図書館での添削に、役立つことでしょう。アマゾンで「全国部落調査」の予約受付を開始しました。熱烈な予約注文をお願いします。日本の出版史に変革をもたらす本です。」

・表紙カバーのキャッチコピー

表面 「復刻 第1版 全国部落調査ー部落地名総鑑の原典ー」

財団法人 全国融和事業協会 全国部落解放協議会 示現舎

裏面 昭和11年3月に発行された幻の書を復刻

5360余の部落の当時の地名に加え、現在地名もできる限り掲載

定価(本体925円+税) ISBN番号も付され、販売管理のバーコードも記載

(第1版としたのは、今後、読者の協力を得て、現在地名を書き加えていくと言明)

・出版に賛同する意見も…上原善広 @yoshihiro96 2月8日

「ごく一部で話題の「全国部落調査」(示現舎)ですが、路地の人々の誇りを取り戻すという意味では画期的な出版でしょう。悪用する人が多ければ、それだけ差別がまだあるということ。これをきっかけに、路地について学ぶ人が多くなればいいですね。」

→ 「全国部落調査の復刻」などというものではなく、それを利用し現在地名を勝手に書き込み
「ここが部落だと暴くために」彼らが独自に作成した差別を拡大する著作物

(2)2月8日頃より、各地で販売阻止の行動が広がる

- ・アマゾンに対し多数の人が販売中止要請メールの送付 → 2月10日販売中止(既に53冊予約)
- ・「紀伊国屋と宮脇書店なら取次を通さず扱う」→両書店に直接交渉し取り扱わないことを確約
- ・「多少月日がかかっても、全国部落調査の出版は必ず実現しますよ。たとえ印刷所に圧力をかけようと、最近は中国でも韓国でも印刷を外注できるので無駄です。紙に限らず、電子書籍もアリもあります。全国部落調査は不滅です。」

(3)2月10日 部落解放同盟中央委員会以降、組織的な取組が始まる

- ・2月15日 解放同盟中央本部が法務省へ申し入れ。
 - ①法務省の見解、②販売されない具体的対策、③鳥取ループへの厳正なる指導
- ・2月15日 東京法務局人権擁護部の事情聴取

「あれこれ聴取されましたか、消せとは言われませんでした。」と反応
- ・3月3日 部落解放同盟全国大会 翌日「抗議声明」発表(3月21日付『解放新聞』)

「現代版 部落地名総鑑事件糾弾闘争本部を立ち上げ、全力を挙げ闘い抜く」
 「インターネットにおける差別事件に対するプロジェクトチームをつくり、法整備をめざす」
 「各都府県連、共闘団体に対して、地方自治体や各地の法務局に対して要請行動を呼びかけ」
- ・3月8日 部落解放同盟中央本部書記長が発行者本人に面談

その内容を翌日に「部落解放同盟との面談レポート」と題して公表、発刊中止の要請を拒否

- ・3月10日 参議院法務委員会で、有田芳生議員が法務省人権擁護局長と法務大臣に質問
岩城法務大臣の答弁「インターネット上で不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定
- ・3月22日 部落解放同盟が横浜地裁へ「出版禁止等仮処分命令申立書」を提出
- ・3月24日 自民党・差別問題特命委員会が解放同盟からヒアリング
- ・3月28日 横浜地裁が出版禁止の仮処分決定（別紙「朝日新聞記事」）
- ・3月29日 東京法務局長が官部に人権侵犯事件として説示（別紙）
- ・4月1日 Yahoo!オークションサイトで仮処分申請書や「全国部落調査」販売、51,000円で落札
- ・4月4日 横浜地裁相模原支部にウェブサイト掲載禁止の差し止め申立
- ・4月5日 有田芳生参議院議員が国会質問
- ・4月7日 横浜地裁が示現社に出版禁止の強制執行
- ・4月12日 ネット上で、「復刻・全國部落調査の印刷用データを公開します。欲しい方は各自製作してください。」と、PDFファイルを公開し印刷・製本方法も説明、誰でもダウンロードできるように拡散した。
- ・4月18日 横浜地裁相模原支部がウェブサイト掲載禁止の差し止め仮処分決定
しかし、彼らはデータをミラーサイト（複製）に移し閲覧可能の状況にしたまま責任逃れ
- ・4月19日 部落解放同盟員211名が横浜地裁に「損害賠償請求訴訟」（110万円計2億3千万円）
- ・4月27日 ツイッターで「部落民だと知ってショックで自殺する人がいるかもしれないだってさ
どこの部落にそんな奴がいるか」と述べる。
- ・5月16日 自民党・公明党「部落差別の解消の推進に関する法律案」を提出→閉会で継続審議

2. 「部落を明らかにすることが解決」という主張をどう考えるか—「名乗ること」と「暴くこと」—

(1)彼らの主張(H Pでの「同和地区 Wiki の趣意」より)

同和地区 Wiki の目的は、全ての同和地区（別名・被差別部落、未解放部落、あるいは単に「部落」、路地）の正確な情報を調査することです。上記の目的以外の、二次的な目的・思想信条・所属団体・社会的立場といったことは一切問いません。ただ「同和地区を特定する」という共通の目的を持つ人々によりこの Wiki は作られます。（以下の方々の言葉を引用）

「取り組みのおおきな目標は、たとえ自分の生まれ育ったところが部落だと分かっても差別されないような社会を作るということが目標であります。部落を隠したりすることが、差別からの解放ではない。部落だと分かっても差別されない社会を作ろう。家族に障害者がおっても障害者差別を受けないような社会をつくろう。こういうことであります」（近畿大学教授・奥田均）

「部落民でありながら、それを隠すことは、自分自身に対して部落差別をしていることだ」（部落解放同盟東京都連合会書記長・奥田義一）

(2)彼らがネット上で行ってきたこと

- 2005年11月 ブログ 烏取ループ開設
- 2008年3月 同和地区がどこにあるか知るには・・・の記事
- 2008年5月 滋賀県に対しても同和地区の場所を公開請求
- 2009年9月 烏取県内の同和地区（地図初見？）開設
- 2010年3月 滋賀の部落（同和地区）一覧（テキスト初見？）以降、部落地名を頻繁に露出
- 2012年11月 全国部落解放協議会開設 烏取ループが開設するサイト、頻繁に地区名を露出
- 同和地区 Wiki 開設 烏取ループ
- 2012年6月 住所でポン開設 現在字名⇒当該字名の契約者一覧⇒各契約者の地図にリンク
(google マップ) ⇒google ストリートビューと連動"
- 2016年現在 論考・参考情報として以下の項目で個人名、住所、電話番号、生年月日を掲載
- 同和地区特定ガイド、屠殺場の一覧、
- 同和地区と関連する地名一覧、同和地区と関連する人名一覧
- 部落解放同盟関係人物一覧、全国地域人権運動総連合関係人物一覧、
- 全日本同和会関係人物一覧、自由同和会関係人物一覧 など

主張の要点：「自ら誇りをもって部落を語れといいながら、部落を明らかにすることが差別だということは矛盾している。どこが部落かを明らかになれば、隠す必要もなく、それを理由に差別する人間もいなくなる」「本来は、部落解放同盟が自ら部落の場所を公開すべきだ」 → BUT この主張に、私たちはどう答えるか？

3. なぜ、いま再び「部落地名総鑑」なのか、続発する身元暴き事件の現実は……

- (1)特措法失効後（地区指定解除？）→行政機関等への同和地区問合せ事件の増加（200件以上）
→土地差別調査事件、身元調査・戸籍等不正取得事件、A引越社・就職差別指導事件など
- (2)週刊誌による著名人の出自暴き（橋下徹『週刊朝日』、柳井正『週刊現代』）、売切れとなる現実
- (3)「差別される人間が悪い」「差別されて当然」「差別しても許容される」社会状況（差別の正当化）
- (4)ネット上で行われていた在日コリアンに対する差別書き込みが、現実社会の中で、ヘイトスピーチ、ヘイトデモとなって現出してきた。さらに、それを批判しつつも、社会意識を利用して、朝鮮高級学校への差別対応、特別永住資格の見直しなどが行われる動き
- (5)「復刻版 全国部落調査」の発刊も、既に10年以上前から行われてきたネット上での部落の地名リスト、運動幹部の個人情報リストが、現実社会に登場しても支持を得るとの判断があるから
→ BUT いまここで、このような暴挙を許せば、「このような本を出しても、またネットで拡散してもいいのだ」という風潮が一気に広がっていく

4. 部落解放運動、同和教育運動の原点・原則の再確認を

- (1)改めて、「名乗る」と「暴く」こと
 - ①前提「部落差別は現存する」社会の中で、自らの社会的立場を自覚し、自らの尊厳を守るために、自ら名乗っていく生き方をめざしてきたのが部落解放運動、同和教育運動
そこには、本人が知らずに、他者によって暴かれ、人生を失った人々がいた現実
 - ②「本人に関する情報は、本人にしか開示する権利はない」
名乗るか名乗らないかは、本人が選択する権利
 - ③同和教育実践の中で築かれてきた「立場宣言」とは、すべての子どもたちが「自己の社会的立場を明らかにし、差別が存在する社会とともに生きていくための生き方宣言」として実践してきた。
そのためには、教職員が「まず、呼び名乗れる関係」をつくることから始まり、「互いの立場を受け止めあえる集団づくり」を大切にしてきた。←(過去に誤った教育実践もあった)
→「本人の同意」なしに、「暴く」ことは、「人権侵害(プライバシー侵害)」である。

Nothing About Us Without Us!

(2)部落の地名を明らかにすること

- ①私たちが問題にしてきたのは、「二次的使用」、それは「賤称語」の扱いと同様。
- ②「どのような文脈や意図で行われたのか」「部落問題の解決に資するものかどうか」が重要
例：同和地区の生活実態を改善するための調査、同和地区児童生徒の学力を把握する調査
個々の被差別部落の形成を明らかにするための研究 など
- 「二次的な目的は一切問わない」とは、これらの情報によって差別行為が行われても
いっさい責任を持たないことの宣言

5. いま私たちが取り組むべきことは……

- (1)部落地名総鑑を利用した差別調査を防止するために～既存の法令等を活用した闘い～
 - ①職業安定法第5条4項「センシティブ情報の収集制限」→就職差別・採用調査
 - ②「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針」→土地差別調査
 - ③「登録型本人通知制度」「被害告知制度」の普及→身元調査の規制
※身元調査規制条例（大阪府、香川県、徳島県、熊本県など）
 - ④「人権教育・啓発推進法」「鳥取県人権条例」→同和教育・部落問題学習の充実

(2) 人権の法整備の確立を求めて

① 改正「個人情報保護法」(2015年制定、2016年後期施行)の「要配慮個人情報」

* 「要配慮個人情報」(第2条3)とは

「この法律において『要配慮個人情報』とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪などにより害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱に特に配慮を要するものとして制令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」

→ 個人情報保護委員会の政令（審議中）に、「部落地名総鑑」が該当するとの取り組みを！

② プロバイダー責任制限法の改正（海外のサーバー使用への対応を可能に！）

・ネット上のプライバシー侵害、プロバイダー（サイト管理者）の損害賠償責任が問われる。

BUT 海外のプロバイダーに対しては、法的拘束力なし。（鳥取ループは海外のサーバー使用）

例) EU加盟諸国の場合、国内法であっても、他国と協力する基盤がある。

・国際条約等の履行要請 市民的及び政治的権利に関する国際規約（1976年発行 1979年批准）

第20条2差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的人種的又は宗教的憎悪の唱道は法律で禁止

・国連各委員会からの勧告 2013年3月国連・人種差別撤廃委員会 日本政府への勧告 等

③ 部落差別禁止法の制定（仮称）→自民党案を検証し、如何に実効性のある法律がつくれるか！

例) 法律案の内容・イメージ（人権擁護法案、人種差別撤廃施策推進法案を参考に）

・2002年 人権擁護法案 第3条（人権侵害等の禁止）

第三条 何人も、他人に対し、次に掲げる行為その他の人権侵害をしてはならない。

2 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として前項第一号に規定する不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を文書の頒布、掲示その他これらに類する方法で公然と摘示する行為

・人種差別撤廃施策推進法（案）を参考に、部落差別に対する規制法の検討も

→ 差別意識は教育・啓発で対応できても、差別行為には法規制が必要

「包丁」が人を殺すのではなく使う人によって凶器となるから、規制は必要なくても、

「ピストル」は人を殺傷する目的以外必要ないために規制が必要

(3) 部落解放を求める広範な大衆運動の再構築を一人が知らぬ間に調べられ暴かれる現実の中で――

① 部落差別の現実を世に問う

2002年以降、「部落問題はもう解決した」などと、同和行政、同和教育が後退してきた中で、今回の事件によって、「いまここに差別がある」という明確な現実が明らかとなった。

② 差別を放置する行政責任の追及（法整備の必要性）

こうした差別行為をやめさせることを、国も地方自治体もできないという事実から、新たな立法措置を含めて、改めて、「差別を存続させている行政責任」が問われている。

③ 学校同和教育の責務の重大性の再確認と確かな教育実践の再確立を

「いまも差別の中を子どもたちは生きている、生きていかなければならぬ」現実の中で、「差別の中を生き抜く力を保障する学校教育の責務」を徹底して実施していくこと。

④ 反差別のネットワークどうねりを！

今回の問題をしっかりと認識し、「断固として差別を許さない反差別のネットワーク」を私たち自身が彼らの宣伝以上に広げ、固め、「差別」を押し返していくより広範な力を築くこと、それが、崩されようとしている「平和」と「平等」を守り抜くこと。

→ 子どもたちを再び差別と戦争の被害者にも加害者にもしないために、いまこそ!!

部落差別の解消の推進に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進しもって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供へ指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は部落差別を解消するため必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。